省　　令

○文部科学省令第三十三号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月三十日　　文部科学大臣　松野　博一

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十五年文部科学省令第四十号）の一部を次のように改正する。

本文中「第八十七条第十四項」を「第八十七条第十一項」に改める。

様式を次のように改める。

様式

表

第　　号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第11項の規定による

立　入　検　査　証

職名

氏名

年　月　日生

年　月　日交付

年　月　日まで有効

文部科学大臣　　印

裏

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（抜すい）

第87条

3　主務大臣は、第3章第1節（第7条第1項及び第5項、第7条の2第1項、第7条の3第1項並びに第7条の4第1項及び第3項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）におけるエネルギーの使用の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

11　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

12　第1項から第10項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第92条　第3章第1節及び第87条第3項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

第96条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第15条第1項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。）、第56条第1項（第69条及び第71条第6項において準用する場合を含む。）、第63条第1項若しくは第87条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とする。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省令第八十号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、並びに関係法律及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。